

現下の情勢を踏まえた就職活動における留意事項についてお知らせいたします。各高等専修学校におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、高等専修学校の生徒の就職について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年8月25日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課 御中
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

現下の情勢を踏まえた就職に係る採用選考に関するリーフレットの送付
及び高等専修学校における就職活動の留意事項について（周知）

このたび、厚生労働省から、現下の情勢を踏まえた高校生の就職に係る採用選考に関するリーフレットの周知への協力依頼（別添1）がありましたので、御参考を送付いたします。

新規高等学校卒業者の就職・採用活動については、別添2「令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（令和4年2月17日付け3文科初第2103号、職発0217第5号、開発0217第3号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省人材開発統括官連名通知）において、企業に対して、応募前職場見学及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮するようお願いしているところです。

新規専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）卒業者の就職・採用活動についても、従来、対面での面接実施が行われているところ、様々な事情により、オンライン面接による実施となる場合も想定されます。その際には、企業側との連絡調整を十分にいき行い、生徒ができるだけ対面面接と同様の状況でオンラインでの面接に臨めるよう、特段の配慮が求められていることを踏まえ、各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、所轄又は所管の高等専修学校の生徒が安心して就職活動に臨めるよう、引き続き御配慮いただきよう御指導をお願いいたします。

また、各高等専修学校におかれては、就職活動全般において、特に就職に係る生徒、教職員や、就職支援員等の健康管理を含めて感染症対策の徹底をお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しながらの就職活動において、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、高等専修学校と公共職業安定所の十分な連携によるきめ細かな支援に努めていただくようお願いいたします。

以上について、各都道府県におかれては所轄の高等専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 24 日

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課 御中

厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室
厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室

現下の情勢を踏まえた就職に係る採用選考に関するリーフレットの送付について（依頼）

平素より、新規学校卒業者の就職支援業務に御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

新規高等学校卒業者の就職・採用活動については、令和 4 年 2 月 17 日付け、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官名の経済団体の長宛ての要請文書「令和 5 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」において、企業に対して、応募前職場見学及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮するようお願いしているところです。

昨年改訂した、企業がオンラインを活用した採用選考を実施することとした場合の留意点等をまとめたリーフレットについて、別添のとおり改訂いたしました。

貴省におかれましては、各都道府県教育委員会等に周知いただきますよう、ご協力方どうぞよろしくお願いいたします。

高校生の採用選考を行う企業の皆さまへのお願い

○令和5年3月高等学校卒業者の就職について

感染拡大防止に留意するほか、学校・生徒の個別事情にも配慮した柔軟な対応をお願いします

- ・高校生は面接機会が限られています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に留意しつつ、職場の雰囲気や伝わるよう、工夫いただくようお願いします。
- ・面接直前に生徒が感染したり、濃厚接触者となる可能性があるほか、ワクチン接種日と面接日が重なるなどのケースも考えられます。面接方法（対面又はオンライン）に関わらず、状況に応じて日程を変更するなど、柔軟に対応するようお願いします。

オンライン面接を行う場合は、学校・生徒の通信環境等に配慮するようお願いします

(詳細は次ページ)

- ・学校で使用できるオンライン面接会場や通信機器には限りがあります。面接日の複数設定や、企業による機器や面接会場の用意など、**学校とも事前に調整した上で、最大限、柔軟な対応をお願いします。**
- ・学校との調整に際しては、**学校ごとに通信環境が異なるほか、学校の面接会場確保や教員の対応が難しい場合**もあることに御留意ください。
- ・通信料などの経済的な負担の観点等から、**生徒の自宅以外での実施としてください。**
- ・面接の流れやトラブル発生時の対応について、**学校と事前に打合せを行うよう**お願いします。
- ・企業側がオンライン面接会場を用意する場合でも、**実際に使用するWeb会議ツールを学校にもお知らせください。**

公正な採用選考をお願いします

- ・採用選考は、応募者の**基本的人権を尊重**するとともに、職務遂行上必要な**本人の適性・能力に基づいた基準により行うことが大切**です。
- ・例えば、オンライン面接に対応できることや、対面での面接においてPCR検査実施済であることを必須の条件とするなど、**適性・能力とは関係のないことで、不利益な取扱いを行うことのないよう**お願いします。

詳しくは、公正採用選考特設サイトをご覧ください。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>



事前準備時の留意点

□ 利用するWeb会議ツールの確認

⇒ 学校を会場として実施する場合、学校ごとに対応出来るWeb会議ツールが限られているので、企業側が学校のWeb会議ツールに対応できない場合は、対面での面接実施などの対応をお願いします。

⇒ 接続時間の利用制限など、Web会議ツールの機能の確認をお願いします。

※ハローワークでは機器やWeb会議ツールの設定方法などの技術的な相談はお答えできません。

□ 接続テストとトラブル対応の確認

⇒ 事前に接続テストを行うとともに、面接中に音声・映像のトラブルなどが起こった場合の連絡体制など、緊急時の対応についても確認をお願いします。

□ 当日のスケジュール管理

⇒ 対面での面接よりも準備や入れ替えに時間を要すると考えられますので、時間設定には十分な余裕を持ってください。

面接時の留意点

□ 面接開始の合図は明確に

⇒ 生徒はログイン状態で待機していますので、通信状態を確認した後、「これから面接を始めます」など、明確な合図をお願いします。

□ 緊張をほぐす声かけを

⇒ 慣れない環境での面接ですので、対面での面接以上に生徒は緊張しています。生徒が本来の実力を発揮できるよう、お互いに会話がしやすい雰囲気を作ってください。その際、出生地や家族に関する事など本人に責任のない事項や、尊敬する人物や愛読書など思想・信条に関する事など、本人の適性・能力以外の質問をしないようご注意ください。また、質問内容が聞き取りづらかったり、分かりにくかったりするところはないか、こまめに確認をお願いします。

□ あいづちや反応を分かりやすく

⇒ 画面を通すと言葉や表情が伝わりにくくなるので、対面よりもはっきり話すようお願いします。

⇒ 対面での面接に比べてタイムラグが生じる場合があるため、生徒が話している途中でのあいづちにも御留意ください。

□ 面接終了の合図を

⇒ 面接終了については、「これで面接を終了します」など声かけをして、退出（ログアウト）を促してください。

⇒ 面接する生徒が複数名いる場合、次の生徒の面接が始まるまでは企業内部での打ち合わせなどの音声が入らないよう御留意ください。

3 文科初第 2103 号
職 発 0217 第 5 号
開 発 0217 第 3 号
令 和 4 年 2 月 17 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

小 林 洋 司
(公 印 省 略)

令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和3年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和4年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱

いが行われないう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和 4 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和 3 年 10 月末現在。文部科学省調査）は 75.1%となっておりますが、昨年度に引き続き、一部の業種の求人が減少しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、採用選考活動に遅れがみられているなど注視が必要な状況にあります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和 5 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考の開始期日については、令和 5 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和 4 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日(沖縄県については、令和4年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和4年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和4年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和4年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和4年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用に際して過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。